

10月から短時間労働者に対する社会保険の適用条件が変わった。これにより、新たに厚生年金などに加入する労働者が増える見通しだ。この制度変更は、主婦パートやその雇用主の目先の損得を踏まえて、主婦の就業が進むかどうか、といった観点で語られることが多い。しかし影響は主婦に限らず非正規労働者全体会に及ぶ。日本の将来にもかかわりかねない。

### 社会保険、適用対象広がる

におおむね30時間以上働く人が加入する決まりだった。主に正社員が入るものであり、パートなど非正規労働者の多くは対象外だった。それが10年から、大企業で週20時間以上働き、年収が106万円以上などの条件を満たす人を新たに加入対象としたことになった。社会保障の支え手を増やすことなどが目的だ。

# 非正規の年金 課題に

このように主婦が新基準に合致したときは厚生年金や健康保険の保険料を負担する必要がある。保険料は原則労使折半なので、雇用主も負担増だ。そこで労働時間や年収を新基準未満に抑えるか、保険料負担を補うほどに本格的に働くかなどの選択健康保険にも入れた。夫の年金を受取できた。

折肢が生まれる。関係者の関心も高くなる。ただ短時間労働者は主婦ばかりではない。今や雇用者全体の4割近くが非正規労働者だ。単身男性や女性、シングルマザーや1なども数多く含まれる。これらの人にとっても今の収入の増減は一大事であることに間違いないが、扶養されている主

で、家計が苦しいと未加入になりやすい。  
国民年金は定年のない自営業者を前提につくられた制度なので、40年間保険料を納めて満額をもらつても現在の金額は約6万5千円。保険料の未納や未加入があるとその額はどんどん減る。そのまま放置すれば生活保護の高齢者が大幅に増える。

規労働者は全体で約200万人を超えるパート労働者が存在する。非正規労働者も00万人にも及ぶ。働き方の多様化が進むなか、これらの人々の現在の待遇を改善していくのはもちろんのこと、社会保険の適用をさらに拡大していくなど将来も見据えた対策が課題になる。

10月から①～⑤を満たす  
労働者は社会保険を適用

- ①所定労働時間が週20時間以上
  - ②月収が8.8万円(年収106万円)  
以上
  - ③勤務期間が1年以上
  - ④学生でないこと
  - ⑤従業員501人以上の企業に勤務

現在、国会に提出されている年金改革法案が成立すると

労使合意があれば500人以下の企業でも適用可能に

婦以上に深刻となりかねない」（清家篤・慶応義塾長）ともいえる。老後の備えだ。一方、厚生年金に入れ

厚生年金に入らず配偶者  
の扶養にもなつていな  
い人は、老後のため国民  
年金に加入し、自ら保険  
ば、保険料は着実に納め  
られる。労使折半なので  
国民年金よりも保険料が  
安くなる場合もある。年

第二章 中国古典文学名著与研究